

## 厚生年金・国民年金 保険料の比較

	20時間以上 または 年収65万円以上  (標準報酬月額 58,000円)	標準報酬月額の下限  (標準報酬月額 98,000円)	国民年金保険料
<b>現在</b>  18年9月～19年3月  厚年 14.642%	<b>8,492円</b>	<b>14,349円</b>	<b>13,860円</b>  (19年4月～ 14,100円)
<b>将来</b>  29年9月～  厚年 18.3%	<b>10,614円</b>	<b>17,934円</b>	<b>16,900円</b>  (平成16年度価格)

パート労働者の賃金月収と週労働時間ごとの相当する時給の関係（例）

	週20時間労働の場合	週25時間労働の場合	週29時間労働の場合
月収6万円	時給700円	時給560円	時給480円
月収8万円	時給930円	時給740円	時給640円
月収10万円	時給1,160円	時給930円	時給800円

※1月＝4.3週として計算、10円単位で四捨五入。

## 厚生年金適用に伴うパート労働者本人の給付と負担の変化のイメージ (報酬10万円、加入期間1年又は2年の場合の例)

- 厚生年金の制度設計は、「生涯を通じて負担する保険料の合計額」「生涯を通じて受給する年金の合計額」のいずれも、「報酬」と「加入期間」に比例する仕組み。

生涯の保険料負担合計額 : 保険料月額(報酬×保険料率)×加入期間

生涯の年金給付合計額 : 年金月額(報酬×給付乗率×加入期間)×受給期間

- このため、保険料負担と年金給付の「実額」は、個々人の「報酬」と「加入期間」に応じ様々だが、その「相対関係」は、変わらない。

⇒ 下記の例(報酬10万円、加入期間1年又は2年)より「報酬」が高く、又は「加入期間」が長くても、「負担が2倍となれば給付も2倍、負担が10倍となれば給付も10倍」という関係が維持される

(注)国民年金保険料は定額であるため、「保険料負担の変化」と「報酬」は必ずしも比例しない

【報酬10万円、加入期間1年又は2年の場合の例】 パートの平均勤続期間は女性5.0年、男性3.7年(17年賃金構造基本統計調査)

被保険者種別の変化	加入期間	保険料負担の変化	年金給付の変化
1号→2号 (自営業者の妻) (独身者)	1年	約8万円減【1年間の合計】 (月額 6,716円減)	約16万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額 537円増)
	2年	約16万円減【2年間の合計】 (月額 6,716円減)	約33万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額1,074円増)
3号→2号 (サラリーマンの妻)	1年	約9万円増【1年間の合計】 (月額 7,144円増)	約16万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額 537円増)
	2年	約17万円増【2年間の合計】 (月額 7,144円増)	約33万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額1,074円増)

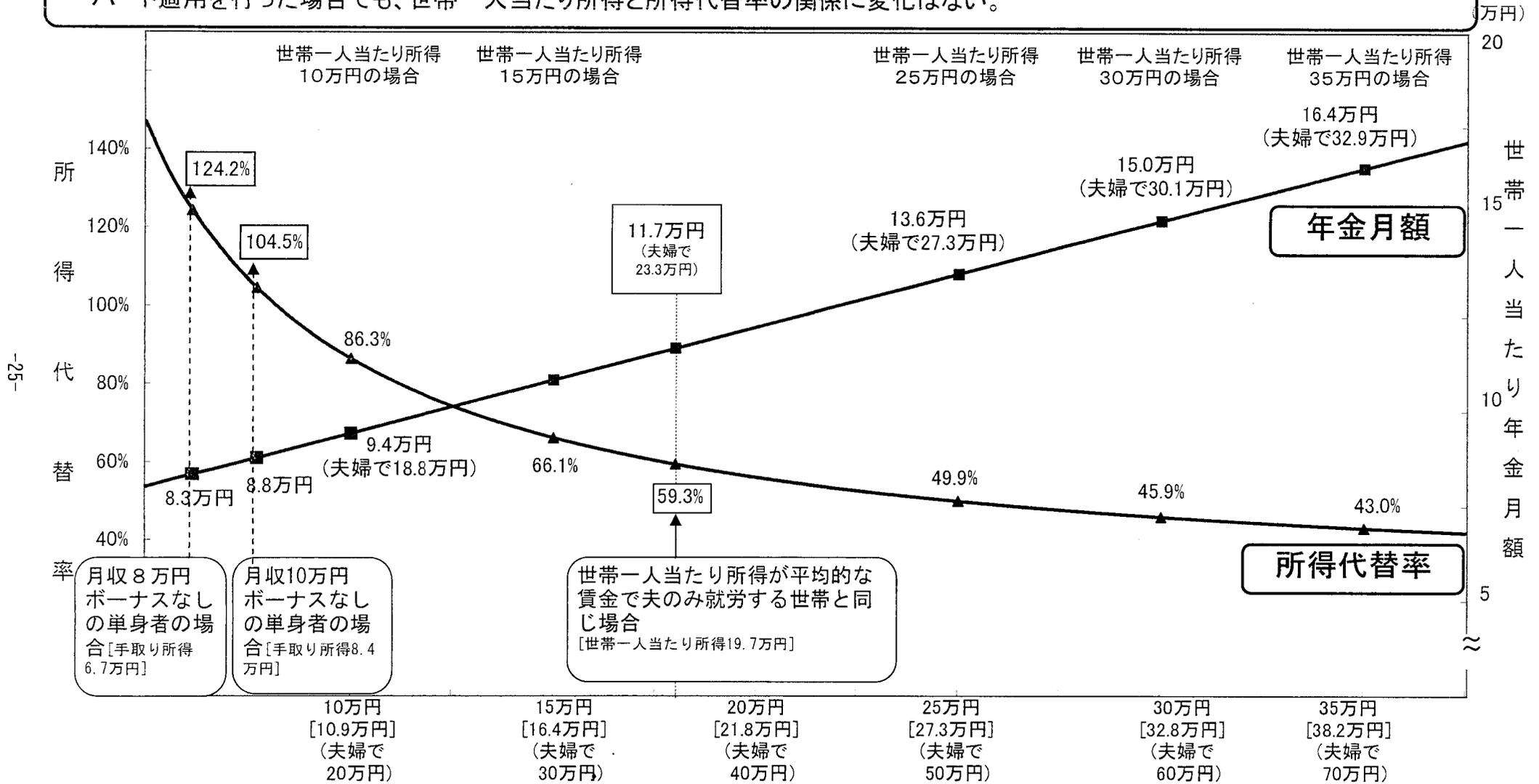
(注)・保険料と年金額の月額については、18年度水準で計算

・生涯の負担と給付については、賃金・物価スライド等は加味していない機械的な試算

・昭和40年生の女性の場合(厚生年金の支給開始年齢64歳、60歳時平均余命29年3か月)

# 世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ)  
パート適用を行った場合でも、世帯一人当たり所得と所得代替率の関係に変化はない。



注：世帯一人当たり所得の[ ]内は、手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）である。

## 諸外国における短時間労働者に対する適用

### ○アメリカ [2006年]

被用者については、報酬 (earnings) の多寡や労働時間の長短を問わず、すべて適用し、保険料が賦課される。(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年 970 ドル [111,065 円] 以上の収入について行われる。)

### ○イギリス [2006年]

報酬 (earnings) が週 84 ポンド [17,052 円] 以上の被用者は強制加入。(低所得者・無業者などは任意加入。)  
※週 84 ポンド→年換算 (5.2 倍) すると 4,368 ポンド [886,704 円] に相当

### ○ドイツ [2005年]

月の報酬 (earnings) が 400 ユーロ [54,600 円] 以上又は週の労働時間が 15 時間以上である場合は強制加入。(400 ユーロ未満かつ週の労働時間が 15 時間未満の場合は任意加入。)(加入しない場合でも、事業主に対して、年間 2 か月又は 50 日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の 1.2% に相当する保険料が賦課される。)

※月収 400 ユーロ→年換算 (1.2 倍) すると 4,800 ユーロ [655,200 円] に相当

### ○フランス [2004年]

報酬 (earnings) を有する者については、強制適用対象となる。(年 1,522 ユーロ [201,665 円] 以上の収入がある場合 1 四半期の保険期間を得ることができる (1 暦年につき最大 4 四半期まで。))

○スウェーデン [2006年] : 申告対象となる収入 (income) (年間 16,800 クローネ [252,000 円] 以上) を有する者は強制加入。

○オランダ [2006年] : 被用者はすべて強制加入。

### ○カナダ (カナダ年金制度 : 所得比例年金) [2005年]

年間基礎控除額 (年間 3,500 ドル [295,750 円]) を超える報酬 (earnings) を有する者は強制加入。

(注) 資料中の円表示は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」より、それぞれ調査年の平均レートを算出し、換算 (1 ドル = 114.5 円、1 ポンド = 203 円、1 ユーロ = 132.5 円 (2004年)、136.5 円 (2005年)、1 クローネ = 15 円、1 カナダドル = 84.5 円)。

# 社会保険適用と就業調整について

社会保険適用に伴い発生する保険料負担を回避するため、パート労働者本人が「就業調整」を行うか否かについては、

- ① 何らかの適用基準を設ける限り「就業調整」は不可避である
- ② 就業調整が発生するとしても、なくすように工夫して適用拡大を図るべき
- ③ 例えば「週労働時間20時間以上」を適用対象とした場合、実際には「就業調整」は起きにくいといった様々な見解がある。

上記③の「実際には「就業調整」は起きにくい」との立場からは、

- 保険料本人負担を回避するため労働時間を短縮した場合、手取り収入がそれ以上に減少するケースが多いので、実際に労働者が就業調整を行うことは少ない、むしろ労働時間を延長して保険料負担による減収を補おうとするのではないかと、この見解や、
- 労働時間を短縮しても一日又は半日拘束されることに変わりはないことから、週20時間未満への就業調整は起きにくいのではないかと、この見解もある。

(参考) 社会保険適用に伴う収入の変化の例 (週労働時間20時間以上を適用対象とした場合のイメージ)

\* 勤務期間、月収など別の切り口からも適用基準を設けた場合、これらの基準で適用除外となる者には下記の保険料負担は発生しない

適用前の労働時間	保険料本人負担に伴う手取り収入の変化	適用(保険料負担)を回避するための		保険料負担による減収を補うための	
		週労働時間	賃金収入の変化	週労働時間	賃金収入の変化
29時間	厚生年金 7.3% (14.642 / 2) 健康保険 4.1% (8.2 / 2) 介護保険 0.6% (1.23 / 2)	19時間	-34.5%	33時間	+13.8%
25時間		19時間	-24.0%	29時間	+16.0%
22時間		19時間	-13.6%	25時間	+13.6%
21時間		19時間	-9.0%	24時間	+14.3%

(注1) 時間給制で、労働時間の増減に伴い比例的に賃金収入が増減することを前提としている

(注2) 厚生年金の保険料率は18年9月～19年8月のもの、健康保険、介護保険の保険料率は政管健保のもの(18年3月～)

## ～厚生年金保険の適用への取組みについて～

### 1. パート労働者等の適用対策

#### (1) 事業主に対する適正な届出指導

- ① 新規適用事業所を対象とした説明会での届出指導
- ② 算定基礎届の提出時に開催する事務説明会での適正な届出指導
- ③ パンフレット及び広報誌を活用した制度の周知

#### (2) 事業所調査の実施

##### ① 事業所調査の重点化（平成16年6月～）

労働者派遣業等の業種や短時間就労者、外国人労働者等を多く使用する事業所を重点的調査対象の事業所とする。（選定する業種等は、昨今の会計検査院の実施検査における指摘事項等を踏まえて選定。選定業種：派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）

##### ② 数値目標の設定（平成17年4月～）

事業所調査件数は、全事業所の4分の1以上とする。

##### ③ 効果件数の把握（平成18年4月～）

短時間労働者、外国人労働者や労働者派遣を受けている事業所の実態把握及び調査結果による資格関係の効果件数を毎月報告することとし、調査対象事業所の効率的・効果的選定を実施。

##### ④ 平成19年度取組み

都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施。

#### 〈参考〉調査官総合調査件数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
調査事業所数 (単位:所)	344,175 (▲4.7%)	329,570 (▲4.2%)	307,576 (▲6.7%)	329,464 (7.1%)	376,818 (14.4%)

(注)括弧内は、対前年度伸び率。

## 2. 事業所の適用促進対策

### (1) 適用促進の取組み

#### ① これまでの取組み

- ・ 法人登記申請書等の閲覧及び雇用保険の適用事業所に関する情報等により未適用事業所を把握し、加入勧奨状の送付及び社会保険労務士等の巡回説明により、届出を行うよう指導を実施。
- ・ 平成16年7月からは、まず一定規模以上の事業所から、呼出（原則5人以上）による加入指導を行い、その後、戸別訪問（原則20人以上）等による重点的な加入指導を実施。
- ・ 平成17年度からは、戸別訪問等による重点的な加入指導の対象を15人以上に拡大し、重点的な加入指導後においても加入手続きを行わない一定規模以上（20人程度を目途）の事業所から、立入検査等を実施し職権による適用を実施。

[※ 厚生年金保険の適用促進業務の実施状況等について、総務省行政評価局による「厚生年金保険に関する行政評価・監視〈評価・監視結果に基づく勧告〉」がなされている。]

#### ② 平成18年度の取組み

- ・ 職権による適用を行うべき事業所を、20人程度以上から15人程度以上に拡大するとともに、職権による適用の徹底を図る。
- ・ 戸別訪問等による重点的な加入指導の対象を10人以上に拡大。

#### ③ 平成19年度の取組み

- ・ 適用促進業務に計画的かつ確実に取り組むため、社会保険事務局毎に取組み目標及び具体的な計画等を策定し、これに基づき取組みを実施。
- ・ 重点的な加入指導の対象は、平成18年度と同様に10人以上とするが、職権による適用は10人以上に拡大し、加入手続きに応じない事業所は、速やかな立入検査による厳格な適用を実施。

## (2) 市場化テスト事業等の実施

### ① これまでの取組み

- ・ 平成17年度から未適用事業所の把握及び加入勧奨業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として、5箇所の社会保険事務所で民間事業者に業務を委託して実施。
- ・ 平成18年度は、さらに104箇所の社会保険事務所へ拡大。

### ② 平成19年度の取組み

- ・ これまでの市場化テストのモデル事業の経験も生かしつつ、全ての社会保険事務所で民間委託（具体的な手法等を民間事業者へあらかじめ示す通常の委託方式）を実施。
- ・ 社会保険事務所では、民間委託による適用促進（未適用事業所の把握、訪問勧奨）の活用を図り、重点的な加入指導、職権による適用の強化へつなげる。